

コーポレート・ガバナンス

当社は、株主をはじめすべてのステークホルダーに期待され信頼されるグローバルな企業として企業価値を高めていくことを経営の基本方針としています。この方針のもと、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題として位置付け、経営全般の効率性を確保するとともに、グループ経営の強化、社会との信頼関係を強化するための企業の社会性・透明性の向上を目指しています。

会社の機関の内容

会社の機関の説明

当社は監査役制度を採用しており、経営監査機能強化の観点から、監査役5名のうち3名を社外監査役とし、公正で客観的な監査が行える体制としています。取締役会は、2009年3月27日現在で取締役は12名、うち社外取締役は2名の体制であり、経営上の重要な意思決定および業務執行の監督を行っています。また、経営の監督と執行の分離を進め、各事業の責任と権限を明確化し、環境変化に即応するスピーディな経営体制をとることを目的として、2003年3月より執行役員制を導入しています。

内部監査および監査役監査の状況

当社の内部監査の組織は、内部監査部門として社長直轄の監査室（現在6名体制）を設置しています。監査室は、監査方針、年間内部監査計画等に基づき、各部署および関係会社の業務執行状況について、有効性・効率性およびコンプライアンス等の適切性の観点から、本社および主要な事業所、子会社への往査を行い、グループ全体の監査を行っています。内部監査の結果および改善のための提言は、代表取締役社長に報告

されるとともに監査役会にも報告され相互連携を図っています。また、監査役、内部監査部門および会計監査人は、各々定期的、または必要に応じて報告会の開催などの情報交換を行い、連携を図っています。

会計監査の状況

会計監査については、あずさ監査法人と監査契約を締結しており、同監査法人が会社法および金融商品取引法に基づく会計監査を実施しています。当期において業務を執行した公認会計士は3名であり、当期の会計監査業務に係る補助者は公認会計士10名、その他8名であります。

社外取締役および社外監査役との関係

当社の社外取締役であります岡山紀男氏は住友電気工業（株）の特別顧問、社外監査役であります當麻公夫氏は同社の顧問および住友電設（株）の社外監査役を兼務しています。両社とはそれぞれ取引がありますが、兼務による取引条件への影響はありません。また、社外監査役であります泉谷裕氏は（株）村田製作所の顧問および（株）野村総合研究所の社外監査役を兼務していますが、両社との間に特別な利害関

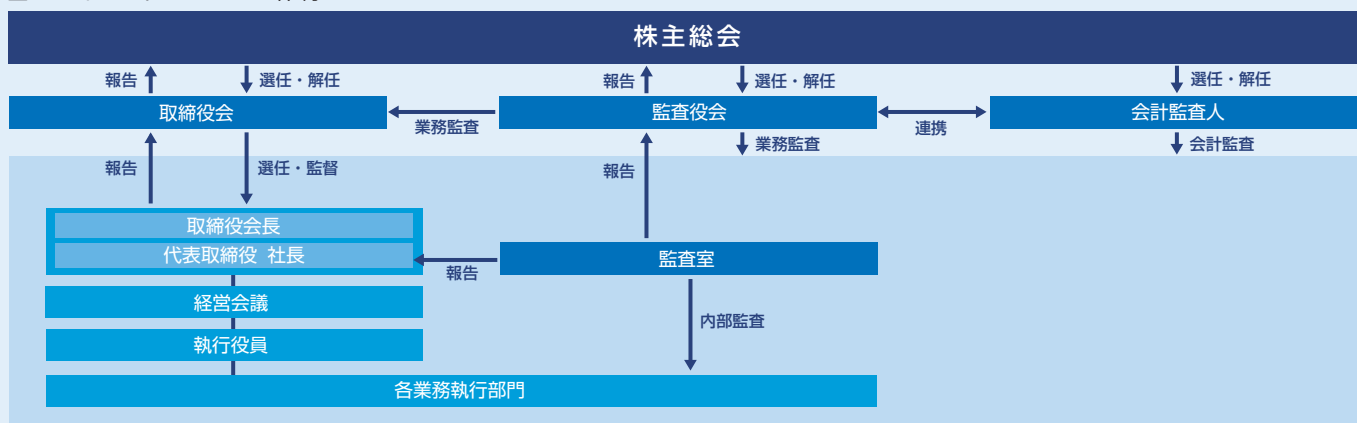
係はありません。社外監査役であります加護野忠男氏は参天製薬（株）社外監査役、NTN（株）社外監査役を兼務していますが、両社との間に特別な利害関係はありません。

2009年3月27日開催の定時株主総会で選任された、社外取締役であります高坂敬三氏は弁護士として企業法務に精通していることはもとより、東洋アルミニウム（株）および（株）キーエンスの社外監査役として企業経営に関与していますが、両社との間に特別な利害関係はありません。

内部統制システムの整備の状況

「会社法」で定められる「内部統制システム」の整備・運用や、「金融商品取引法」で求められる「財務報告に係る内部統制」の整備・運用に対応するための体制整備を進めています。2007年1月に内部統制プロジェクト・マネジメントオフィスを新設し、グループ社員の理解促進と情報共有に努めるとともに、情報セキュリティ体制の強化、リスク管理体制の見直し、規定類の整備を行っています。

■ コーポレート・ガバナンス体制



■ 社外役員の主な活動状況(2008年1月1日から2008年12月31日まで)

氏名	地位	活動状況
岡山 紀男	取締役	取締役会:12回中11回出席 主に経営者としての豊富な知見に基づいた提言や意見表明を行っています。
當麻 公夫	監査役	取締役会:12回中10回出席 監査役会:12回中10回出席 主に企業の監査に関する豊富な知見に基づいた提言や意見表明を行っています。
泉谷 裕	監査役	取締役会:12回すべてに出席 監査役会:12回すべてに出席 主に企業の経営および経理・財務に関する豊富な知見に基づいた提言や意見表明を行っています。
加護野忠男	監査役	取締役会:12回中10回出席 監査役会:12回中11回出席 主に学識経験者としての豊富な知見に基づいた提言や意見表明を行っています。

**コンプライアンスおよびリスクマネジメント
コンプライアンス体制**

当社は、「企業行動基準」の一つである「社会的規範の遵守」を基に「法令や社会的規範、社会的良識に基づいた企業活動を行う」ことを指針として、コンプライアンスの徹底、浸透を図っています。コンプライアンスについては、企業の社会的責任を果たすため、法令・定款を遵守し、企業倫理の確立と経営の健全化の確保に努めることを基本として、2003年2月に「企業倫理取り組み体制に関する規定」を制定し、併せて「企業倫理委員会」を設置しました。また、企業倫理ヘルプライン(相談窓口)として、社長直轄の「コンプライアンス相談室」を設置し、社内で問題が発見された場合には、相談者が不利益を被らないよう十分配慮した上で、「企業倫理委員会」を中心に事実関係の調査を進める体制を整えています。また、必要に応じて顧問弁護士の助言を得て、適法性に留意しています。

リスク管理体制

経営、法律、環境、事故、災害等のさまざまな事業上のリスクが想定されますが、当社グループの事業活動に重大な影響を及ぼす恐れのある経営リスクについては、関連部署において事前にリスク分析、対応策を検討し、経営会議等で審議し、リスク管理を行っています。環境、事故、災害に関するリスクについては、安全衛生委員会において事前に対応策を検討し、必要に応じて経営会議等で審議し、リスク管理を行っています。また、リスク管理にあたっては、顧問弁護士等の専門家から必要に応じてアドバイスを受けています。